

申請上の注意

平成20年5月1日から戸籍法が改正され、証明書を申請できる方および申請の方法は次のとおりです。

戸籍全部・一部事項証明書、平成改製原戸籍謄・抄本、戸籍の附票を申請できる方

手数料収納

○戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の親族（父母、祖父母、子、孫など）の方は申請できます。

【表面「③使いみちを具体的にお書きください」欄の記載の仕方】

記載例

「転籍届に添付するため」

「勤務先に福利手続のために提出」

※請求理由によっては手数料が無料になる場合がありますので、使いみちをお書きください。

※直系の親族には姻族（配偶者の親など）は含みませんのでご注意ください。

○上記以外の方（他人の戸籍を申請する方）は、次の理由のいずれかに該当する場合のみ申請することができます。

(1) 自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合

【表面「③使いみちを具体的にお書きください」欄の記載の仕方】

次の3点を具体的に記入してください—権利義務の発生原因、権利義務の内容、戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

記載例

申請者 世田谷太郎 は、乙野二郎に対し、平成19年1月10日、弁済期を平成20年4月1日として50万円貸し渡したが、20万円が未返済のまま、乙野二郎が、平成20年3月10日に死亡したことから、当該貸金の返還を求めるにあたり、乙野二郎が記載されている戸籍によってその相続人を特定する必要がある。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

【表面「③使いみちを具体的にお書きください」欄の記載の仕方】

次の2点を具体的に記入してください—提出先の国または地方公共団体の機関の名称、提出を必要とする理由

記載例

申請者 世田谷花子 は、平成20年3月15日に死亡した兄 世田谷太郎の相続人として、世田谷太郎の財産を相続によって取得したが、その相続税の確定申告書の添付資料として世田谷太郎が記載されている戸籍謄本を〇〇税務署に提出する必要がある。

(3) 上記(1)(2)のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

【表面の「③使いみちを具体的にお書きください」欄の記載の仕方】

次の3点を具体的に記入してください—戸籍の記載事項の利用の目的、戸籍の記載事項の利用の方法、戸籍の記載事項の利用を必要とする理由

記載例

申請者 世田谷花子 は、成年被後見人 乙野三郎 の成年被後見人であったが、乙野三郎（平成20年3月15日に死亡）の相続人に遺品を渡す必要があるところ、その相続人を特定するために、乙野三郎が記載されている戸籍を確認する必要がある。

なお、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海運代理士、行政書士の方も戸籍法の規定に従って申請することができます。

・上の表に記載された方の代理人として申請する場合は委任状が必要です。また、同様に記載された方から申請書を預かって窓口に来られた方（使者）も委任状が必要です。

・身分証明書を申請できる方・・・本人

・独身証明書・・・独身であることを証明するもので、国内の結婚情報サービス業者・結婚相談業者に提出するための証明です。